

電話転送サービスの提供について

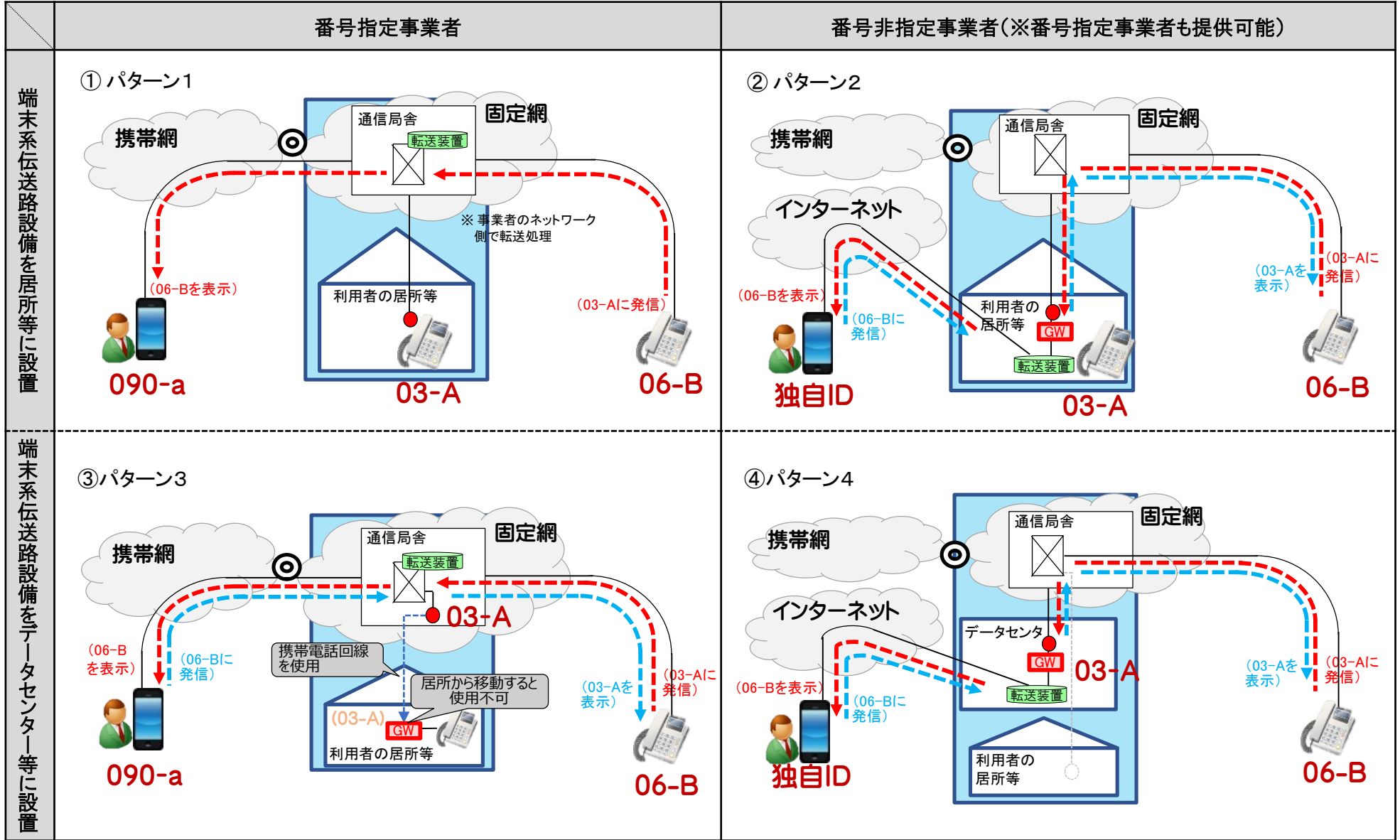
令和4年2月10日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
電気通信技術システム課番号企画室

- 回線設置事業者(番号指定事業者)が回線提供と合わせて電話転送役務も提供
 - 転送区間を電話回線に限定している場合
 - 転送区間にインターネットを含む場合(OTT連携など)

- 回線設置事業者(番号指定事業者)から提供を受けた回線をデータセンター等に引き込み、クラウドPBX等を構築し、電話転送役務を提供
 - 転送事業者が利用者として回線提供を受ける場合
 - 転送事業者が卸電気通信役務と明示された回線提供を受ける場合

- その他



: 番号区画
 ⊠ : 交換機
 - - -> : 着信転送
 - - -> : 発信転送
 ● : 固定端末系伝送路設備の一端

◎電気通信番号計画(総務省告示令和元年第6号)

第3の表中「固定電話番号」の項の「電気通信番号の使用に関する条件」の欄

第1 重要通信 第2 番号ポータビリティ 第3 交換設備の設置、自己確認の実施等

第4 電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第4において同じ。)を提供する者にあつては、次のとおりとする。

1 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。

(1) 別表第4に定める方法により、本人特定事項(自然人にあつては氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。別表第4において同じ。)の確認を行うこと。

(2) 活動の拠点(固定端末系伝送路設備(電話転送役務に使用される固定電話番号により識別されるものに限る。以下この(2)において同じ。)の一端が設置されるものに限る。)が、番号区画(別表第1に定める市外局番に応じた番号区画であつて、電話転送役務に使用される固定電話番号に係るものをいう。以下この第4において同じ。)の区域内にあることを確認すること。ただし、活動の拠点が複数存在する場合にあつては、活動の拠点(固定端末系伝送路設備の一端が設置されるものに限る。)及び主たる活動の拠点が、番号区画の区域内にあることを確認すること。

2 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される固定端末系伝送路設備の一端が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点に設置されていることを確認すること。

3 既に固定電話番号を使用した電気通信役務(電話転送役務を除く。)の提供を受けている最終利用者に対して、当該電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備(最終利用者の活動の拠点にその一端が設置されたものに限る。)を使用して電話転送役務を提供する場合にあつては、2の規定は適用しない。

4 発信転送を行う機能のみを提供する場合であつて、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置、又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置(当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。)が講じられているときは、1及び2の規定は適用しない。

5 電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、特定総合品質又はこれと同程度の音声伝送に関する品質を満たしていることの確認が行われていること。ただし、当該電気通信設備について事業用電気通信設備の自己確認(電気通信番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)が行われているものである場合は、この限りでない。

6 発信転送を行う機能を提供する場合であつて、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置、又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。

7 着信転送を行う機能を提供する場合であつて、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を発信者へ通知するために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。